

弘前市地域おこし協力隊（ワイン産地化隊員）募集要項

1. 募集人員 1名

2. 活動内容

- (1) ワインぶどう栽培やワイン醸造等のノウハウ習得
 - ・弘前ならではのワインぶどう栽培マニュアルの作成
 - ・ワインに関する資格取得
 - (2) 弘前のワインぶどう及びワインに関する魅力発信活動
 - ・活動内容を中心に執筆した記事を掲載した「ワインだより」の公開
 - ・SNS や動画コンテンツ等を活用した情報発信
 - ・試飲イベントや園地視察ツアー等のPR イベントの企画、実施
 - (3) ワインぶどう生産者やワイン醸造者等の関係者のコミュニティ構築
 - ・ワインぶどう栽培勉強会やワイン醸造研究会等の開催
 - ・活動で学んだことを活かして隊員自身が講師となり、ワインぶどう生産希望者を対象としたセミナーの実施
 - (4) 上記以外の活動で、市の地域おこしや課題解決に繋がる活動の提案、実施
- ※実際の活動にあたっては、関係者・関係団体や担当職員と相談のうえ、活動内容を決めていきます。

3. 求める人物像

- ・ワインが好きで、ぶどう栽培から醸造まで一連を通じたワインづくりについて、高い意欲を持って学ぶことができる方
- ・ぶどう栽培者やワイン醸造者等の関係者と積極的にコミュニケーションを図り、良好な関係を築くことができる方
- ・地域産業の発展及び地域活性化を図り、情熱を持ってワインぶどう産地化に繋がる活動に取り組める方
- ・自身の卒業後の進路を見据え、一年目から明確な目標を持って活動できる方
(卒業後の進路例)
 - ・ワインぶどう栽培を中心とした農業の複合経営
 - ・醸造者となるため、ワイナリーへの勤務または設立
 - ・そのほか、ワイン関連業種への就職または起業

4. 活動のイメージ

- ・1年目…ワインぶどう栽培・ワイン醸造研修を通じ、ワインに係る基礎知識を習得
SNS や広報誌、PR イベント等によるワインの魅力を発信
栽培・醸造勉強会を企画し、地域関係者同士のコミュニティを形成

- ・ 2年目…1年目の活動を継続し、産地化に向けた課題に対する解決策を本格的に実践
1年目で得た知識を活用し、資格習得や自身が講師となったセミナーを実施
 - ・ 3年目…卒業後の進路を見据え、自身が必要と考える技術を集中的に習得
2年間の活動を通じ、様々な視点からの地域活動の解決策を検討し、実践
- ※卒業後…活動を通して知り合った方と関係を構築し、就職や起業へつなげていただきたいです。

5. 活動場所

- (1) 弘前市役所りんご課（所属先） : 事務作業など
- (2) 市内ワインぶどう園地、ワイナリー : 栽培研修や醸造研修など
- (3) その他、活動内容に応じた場所

6. 募集要件（下記（1）～（7）全ての要件を満たす方）

- (1) 総務省の地域おこし協力隊員の地域要件に合致している方で、採用後は弘前市に住
民票を異動し、居住できる方
- (2) 地域おこし協力隊としての活動終了後も、弘前市に定住する意思のある方
- (3) 普通自動車運転免許を有し、または、採用日までに取得する見込みで、採用後普通
自動車を実際に運転できる方
- (4) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット、Eメール等）の一
般操作や簡単なチラシ作成などができ、SNSやブログ等の情報発信経験がある方
- (5) 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方
- (6) 地域（弘前）の生活習慣を尊重し、地域住民とともに活動ができる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

7. 雇用期間

採用の日（令和7年4月1日以降）から令和8年3月31日まで
（1年単位で更新可能、最長3年まで）

※採用の日は、合格者と市が協議のうえ決定します。

※採用の日から1か月間は条件付採用の期間とし、その間職務を良好な
成績で遂行した場合に正式採用となります。

※令和7年度以降の雇用・更新の正式決定は、市の各年度予算成立後と
なります。

8. 給 与

報酬として月額 26万6,666円

その他、通勤手当相当分を費用弁償として支給

※賞与等の支給はありません。

※通勤にかかる駐車場料金については、自己負担となります。

9. 勤務時間・休日

- (1) 勤務時間：原則1日7時間 週35時間勤務
(活動内容により変更する場合があります。)
- (2) 休日：4週につき8日間の休日、その他祝日法に定める祝日・休日・年末年始の休日（休日に活動がある場合は、平日への振替休暇等による対応となります。)

10. 休暇

- (1) 年次有給休暇：任用時に、10日を付与。以後、再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。
- (2) その他の休暇（取得条件あり）
 - ①有給（忌引休暇、生理休暇、夏季休暇、結婚休暇、公民権行使のための休暇、現住居滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、証人・鑑定人・参考人等としての出頭、妊娠中等定期健診のための休暇、産前・産後休暇、出生サポート休暇、配偶者出産休暇、男性職員の育児参加休暇）
 - ②無給（病気休暇、療養休暇、骨髄等ドナー休暇、妊娠疾病休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間）

11. 待遇・福利厚生

- (1) 弘前市の会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2に規定する一般職の会計年度任用職員）として採用されます。
- (2) 社会保険（青森県市町村職員共済組合、厚生年金）及び雇用保険に加入します。
- (3) 活動用の車両については、適宜、市と協議して定めます。
- (4) 事務用として必要なパソコンは、市から貸与します。
- (5) 住宅については、市が地区内の住居を準備し、賃料も負担します（上限あり）。
ただし、光熱水費・町内会費等の生活に必要な費用は自己負担となります。
- (6) 引越しに必要な経費については、自己負担となります。
- (7) 地方公務員法上の服務規定が適用となります。

12. 兼業

兼業については市が定める基準を満たす場合に限り行うことができますが、職務専念義務や信用失墜行為禁止の観点などから検討を要するため、必ず事前にご相談ください。

13. 起業や事業承継をする場合の支援

隊員として1年以上活動し、引き続き定住し起業・事業継承される場合は、一定の条件のもとに起業・事業継承事業費補助金の交付対象となります。

14. 応募方法

必要書類を令和6年10月31日（木）までにご提出ください。（※必着）

（1）提出方法

郵送又は持参にて提出してください。なお提出書類は返却しませんのでご了承ください。

（2）提出書類

- ・ 応募用紙
- ・ 住民票の写し
- ・ 自動車運転免許証のコピー（両面）

（※免許証を所有していない場合は、マイナンバーカード（表面のみ）等の身分証明書の写し）

15. 選考の流れ

（1）一次選考（書類審査）

選考結果は、令和6年11月上旬から中旬頃に、文書で通知します。

（2）二次選考（面接等）

①一次選考合格者を対象に、二次選考試験を行います。詳細については、一次選考結果の通知の際にお知らせします。

②面接は、原則現地で対面により実施します。

（面接会場までの交通費や滞在費等は自己負担となります。）

③二次選考の面接等は、令和6年12月21日（土）又は22日（日）を予定しております。

※一次選考合格者の人数によっては、12月21日・22日の二日にわたり、二次選考を行う場合がございます。ご了承ください。

④二次選考結果は、令和7年1月上旬頃に文書で通知します。

16. その他

（1）生活や通勤の手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の用意をお勧めします。

（2）選考実施前の、令和6年9月14日（土）～16日（月・祝）の日程で、「おためし地域おこし協力隊（2泊3日）」の実施を予定しております（オンラインで事前説明会を令和6年8月2日（金）午後6時30分から開催予定）。応募を検討している方は是非ご参加ください。なお、詳細は市HP等でお知らせいたします。

（3）上記のほかにも、地域おこし協力隊の募集に関するイベント参加、相談会などの機会をご活用ください。

※イベント参加、相談会に関する情報は次ページをご覧ください。

（4）弘前市の移住に関する情報は、移住ポータルサイト「弘前ぐらし（<https://www.hirosakigurashi.jp/>）」をご覧ください。

17. 問い合わせ・応募書類提出先

〒036-8551

青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市企画部 企画課 人口減少対策担当

TEL : 0172-40-7121 FAX : 0172-35-7956

Eメール : kikaku@city.hirosaki.lg.jp



↑弘前市協力隊情報